●申告フローチャート

フローチャートの結果を参考に、申告が必要な方は期限までに申告してください。このフローチャートは一般的な例です。ご不明な点は税務課市民税係までお問い合わせください。

は　い →

いいえ →

スタート

平成30年1月1日につくばみらい市にお住まいでしたか。

→ 平成30年1月1日にお住まいであった市区町村に確認してください。（当市では申告できません）

↓

平成29年中に収入がありましたか。（この収入には遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得・生活扶助は含まれません）

→ 市内に住民登録のある親族が、年末調整や確定申告、市・県民税申告であなたを扶養親族として申告しますか。

→ 市・県民税の申告が必要です。（市役所で受け付け）

→ 所得証明や金額の記載された非課税証明書が必要ですか。

→ 申告の必要はありません。

↓

平成29年中に給与収入がありましたか。

→ 平成29年中の収入は公的年金だけですか。（個人年金は公的年金に含みません）

→ 年間の公的年金の収入は400万円以下ですか。

→ 公的年金の源泉徴収票に記載されていない各種控除（医療費、生命保険料、社会保険料、扶養、寡婦（夫）、障害者控除など）を申告しますか。

→ 申告の必要はありません。

↓

年末調整が済んでいますか。

→ **確定申告が必要です**

【注意】申告の内容により、市役所会場で受付ができない申告がありますので、ご注意ください。（税務署または市役所で受け付け）

↓

収入は1か所からの給与のみですか。

→ 主な給与以外の副業の給与、公的年金、個人年金、配当などの所得（給与の場合は収入）が20万円を超えますか。

→ 市・県民税の申告が必要です。（市役所で受け付け）

↓

年末調整に含まれない各種控除（医療費、生命保険料、社会保険料、扶養、寡婦（夫）、障害者控除など）を申告しますか。

→ 勤務先からつくばみらい市へ「給与支払報告書」が提出されていますか。（勤務先の担当者に確認してください）
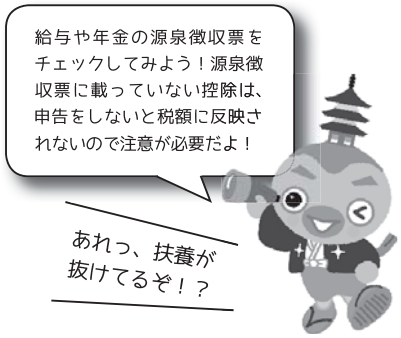
→ 申告の必要はありません。